

建設工事における最低制限価格等の算出上の費目分類について

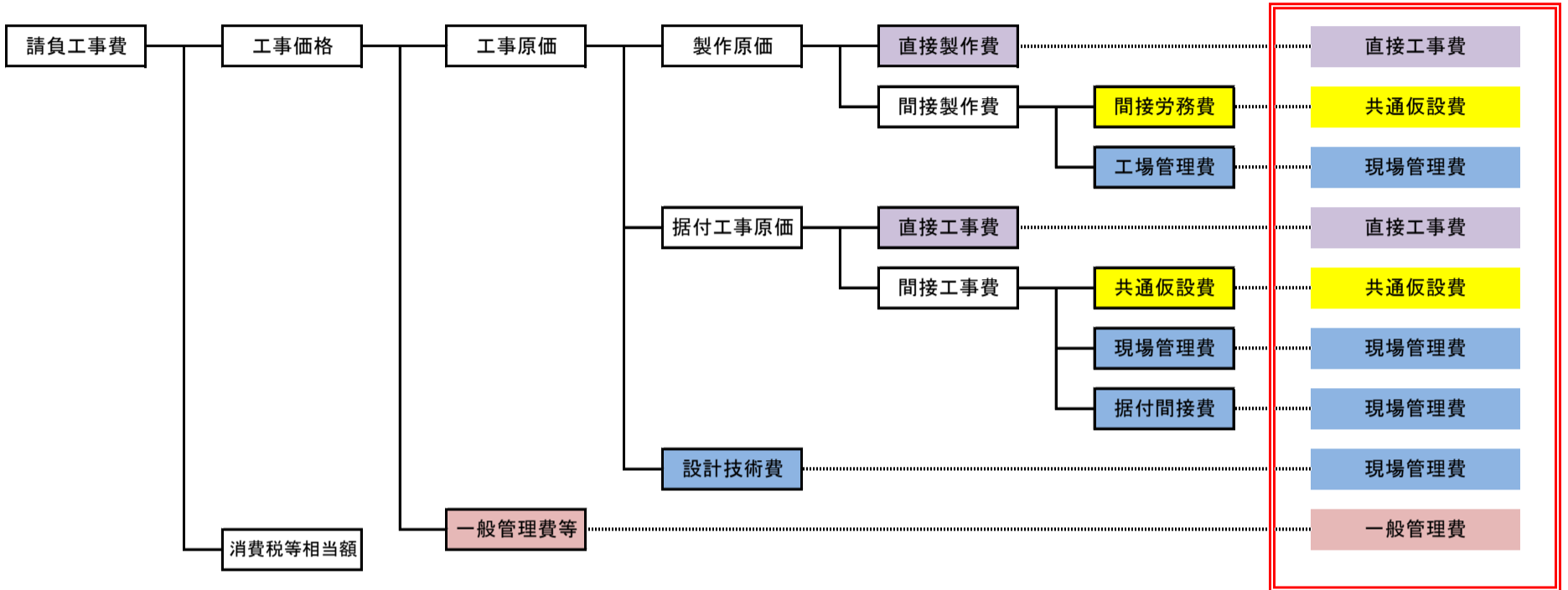
倉敷市が発注する工事（水道局発注分は除く。）の最低制限価格等の算出方法については

- ・ 倉敷市建設工事等最低制限価格取扱要領
- ・ 倉敷市低入札価格調査実施要領

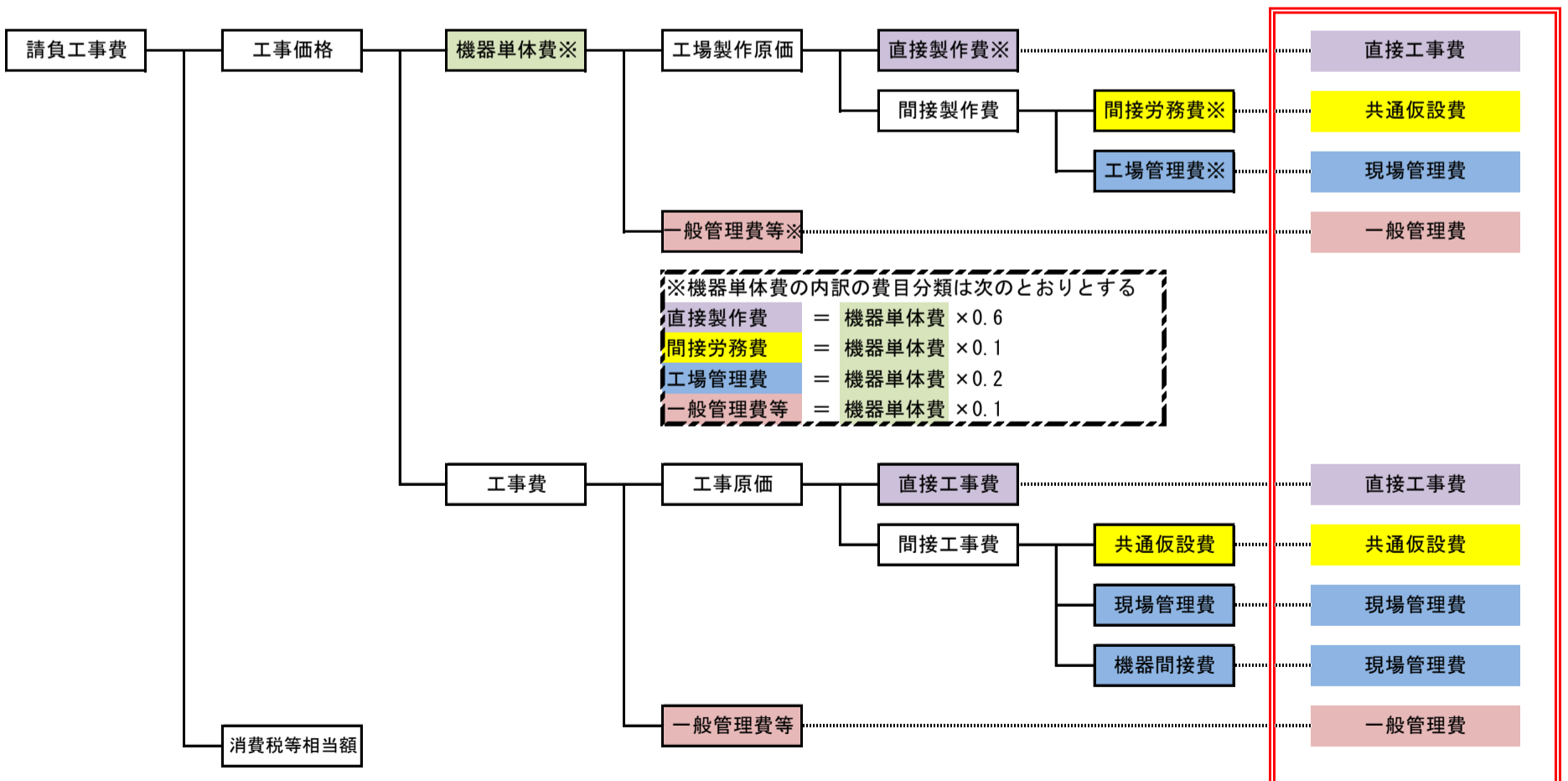
に記載していますが、要領に規定する「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」とは、下図の赤二重線で囲んだ部分を指します。

なお、本資料に記載がない等、分類方法が不明の場合は設計図書に対する質問締切日時までに質問していただければ、質問回答書にて回答いたします。

1 機械設備工事（機械設備工事に附帯する電気設備工事）
 機械設備積算基準書（岡山県土木部）及び土地改良工事積算基準（施設機械）（農林水産省）を適用した工事（電気通信設備工事を除く）を対象とする

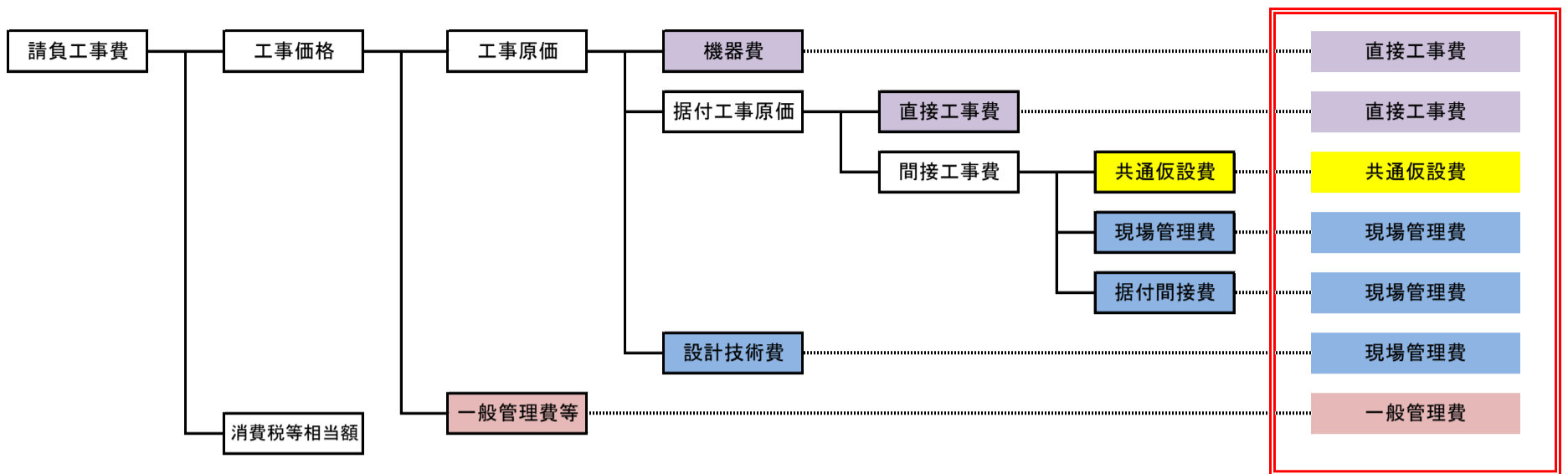


2 電気通信設備工事
 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）及び土地改良工事積算基準（施設機械）（農林水産省）を適用した電気通信設備工事を対象とする



3 下水道施設機械設備工事

下水道用設計標準歩掛表—第2巻 ポンプ場・処理場—（公益社団法人日本下水道協会）及び
 下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編—（公益社団法人日本下水道協会）を
 適用した機械設備工事を対象とする



4 下水道施設電気設備工事

下水道用設計標準歩掛表—第2巻 ポンプ場・処理場—（公益社団法人日本下水道協会）及び
 下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編—（公益社団法人日本下水道協会）を
 適用した電気設備工事を対象とする

